

# 仕 様 書

1. 業務名 堺市学校職員がん検診等業務
2. 目的 教職員の健康管理の一環として、胃部等の疾患を早期に発見し、早期の治療につなげる。
3. 履行場所 堺市内又はその周辺地域の検診実施医療機関で、公共交通機関にて利便性の良い場所
4. 検診形態 発注者が提供する申込情報により、検診実施医療機関が受検日程を確定し、検診実施医療機関にて受検する。
5. 履行期間 契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。

## 第 1 章 総則

### 1 基本的事項

検診業務を実施するにあたっては医療法(法律第 205 号)、学校保健安全法(法律第 56 号)、学校保健安全法施行規則(文部省令第 18 号)、労働安全衛生法(法律第 57 号)、労働安全衛生規則(労働省令第 32 号)、厚生労働省指針その他関係法規を遵守し、常に正確な検診結果を提供すべく本仕様書並びに契約書に従い履行しなければならない。

内部精度管理、外部精度管理について、令和 6 年 4 月 1 日厚生労働省告示第 184 号による改正後の「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」に準拠し、受注者の責任において実施するものとする。

### 2 検診責任者

- (1) 受注者は検診責任者を選任し、「業務責任者届」(納品物 1-1) を発注者へ提出すること。
- (2) 検診責任者に変更があるときは、速やかに発注者へ報告すること。
- (3) 検診責任者は、「業務計画書」(納品物 1-2) 及び「使用機材一覧」(納品物 1-3) を発注者へ提出すること。
- (4) 検診責任者は、「従事者名簿」(氏名、年齢、性別、職種、資格等)(納品物 1-4) を提示すると共に、従事者への「作業指示書」を作成すること。
- (5) 検診責任者は、上記(1) (3) (4) の書類の内容に変更があるときは、速やかに発注者に報告すること。
- (6) 検診責任者は、実施に関する現場の指揮監督等業務全般の責任を負うこと。
- (7) 検診責任者は検診業務中の安全衛生管理に十分留意し、事故が起こらないよう注意すること。
- (8) 検診責任者はあらゆるトラブルに対し、迅速に対応すること。また、常に所在を明らかにし、発注者と連絡がとれるようにすること。

### 3 従事者の服務

- (1) 検診業務の従事者は清潔な白衣あるいは制服等を着用し、胸には名札をつけること。
- (2) 検診業務の従事者は業務中言動に注意し、受検者その他に不快感を与えないこと。
- (3) 検診業務の従事者は業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

### 4 廃棄物の処理

- (1) 検診の実施に伴って発生する廃棄物は受注者が責任を持って処分すること。
- (2) 廃棄物の処分に要する経費は受注者の負担とする。

## 5 検診業務に係る経費の負担

使用機材（機器・備品等）、検診関係消耗品、一般消耗品、発注者が指定する諸用紙、検診費用、データ処理、会場設営・撤収、受付、誘導及び他業務にかかる人件費等は受注者の負担とする。

## 6 秘密の保持

- (1) 受注者は、この契約に関し、業務上知り得た事項を他にもらしてはならない。契約の終了後及び解除後も同様とする。また、発注者から提供されたデータ及び検診結果データの秘密保持及び保護管理については、最善の管理体制をもつて厳重に管理しなければならない。
- (2) 受注者は、上記データ等を発注者の許可なく複写又は複製してはならない。
- (3) 受注者は、上記データ等については、発注者が指示する業務以外に使用または利用しないとともに、第三者に提供してはならない。

## 7 精度管理

胃検診については、日本消化器がん検診学会の方針に基づき精度管理を実施していること。

乳がん検診については、マンモグラフィ並びに視触診による検診が実施可能な医療機関であり、日本医学放射線学会の仕様基準を満たした装置を使用し、適切な線量・画質基準を遵守すること。施設は日本乳がん検診精度管理中央機構（精中機構）の施設認定を取得し、撮影技師は精中機構が認定する「検診マンモグラフィ撮影認定診療放射線技師」であること、読影医師は精中機構が認定する「検診マンモグラフィ読影認定医師」であり、マンモグラフィ読影試験において評価B以上を取得していること。

その他厚生労働省指針に基づき精度管理を行うこと。

## 8 医療事故等

- (1) 受注者は常に医療事故の発生防止に必要な管理と措置を講じること。
- (2) 検診会場で医療事故等異常事態が発生した場合は、速やかに発注者へ報告し、指示を受けること。
- (3) 医療事故が発生し、健康被害を与えたとき若しくは与える恐れがある場合は、応急・緊急の措置を講じるとともに、健康回復に必要な療養の費用及び損害を賠償しなければならない。

# 第2章 検診業務の内容

## 1 胃検診

検査方法：胃部X線直接撮影又は間接撮影

読影：十分な経験を有する2名以上の医師により行うこと。

その他、日本消化器がん検診学会の方法によること。

### 撮影の体位・方法等

検査台は安楽な臥位がとれるよう、また、精神的及び肉体的安静を保ちやすいように配慮すること。（日本消化器がん検診学会による「胃がん検診のための胃X線検査マニュアル（2025年版）」を参考にすること。）

## 2 乳がん検診

- (1) 検査方法及び対象者（＊年齢基準は年度末年齢とする。）
  - ① 問診及び乳房超音波検査

対象者：40歳未満の者

40歳以上でマンモグラフィによる検診を希望しない者

② 問診及びマンモグラフィ

対象者：40歳以上

(2) 乳房超音波検査

超音波診断装置は体表用とし、プローブは次のいずれかを満たすものを使用すること。

①カニカルセクタスキャナ 10MHz 以上

②ニュラアレイスキャナ 7.5MHz 以上

③電子リニアスキャナ 7.5MHz 以上

・従事者は、乳房超音波検査に習熟した医師等が行い、判定は、乳腺疾患の診断に習熟した医師が行うこと。

・問診を実施した時点で、精密検査を要することが明らかである場合については、問診のみで検査を終了(超音波を実施しない)し、精密検査の受診を勧奨することとする。

(3) マンモグラフィ撮影

【撮影方法】両側乳房について内外斜位(ML0)方向1枚ずつ計2枚の撮影を行う。

【読影】十分な経験を有する2名以上の医師により行うこと。

・問診を実施した時点で、精密検査を要することが明らかである場合については、問診のみで検査を終了(マンモグラフィを実施しない)し、精密検査の受診を勧奨することとする。

・読影室の照度やシャウカステンの輝度に十分配慮する等、読影環境を整えた上で読影を行うこと。

・体動、撮影条件不良、ポジショニング不良により読影が困難である、あるいは読影が不能である場合には、取扱医療機関において受診者に十分説明のうえ、再撮影を実施すること。

### 3 子宮がん検診

医師による膣細胞診による子宮頸部検査

【子宮頸部細胞診の方法】

子宮頸部の細胞を綿棒でこすりとり、ただちにスライドグラスに塗沫し95%アルコールで固定した後、パパニコロウ染色を行い、顕微鏡で細胞を観察する。

【子宮頸部細胞診の判定】

ベセダシステムに基づいて判定する。

・NILM：異常なし

・ASC-US：意義不明な異型扁平上皮細胞

・ASC-H：HSILを除外できない異型扁平上皮細胞

・LSIL：軽度異形成

・HSIL：高度異形成

・AGC：異型腺細胞

・SCC：扁平上皮癌

・Adenocarcinoma：腺癌：

### 4 骨粗しょう症検診

DXA法(二重エネルギーX線吸収測定法)もしくはQUIS法(超音波骨密度測定法)により骨密度を測定すること。検査後、検査結果について受診者に説明・健康指導等を行うこと。

## 5 検診実施期間

令和8年度は下記の予定で実施

令和8年7月21日(火)～令和9年3月19日(水)まで、受注者があらかじめ提示する検診日・時間

令和9年度、10年度は協議の上決定する。

## 6 対象者

子宮がん検診以外は性別問わず受検可能とすること。

過去3年の受検者数実績は下表のとおり。

また、予定数量は別表のとおり。

(過去3年の受検者数実績)

検診項目		令和4年	令和5年	令和6年
胃検診		145名	175名	190名
乳がん検診	<40歳未満>超音波検査	211名	343名	358名
	<40歳以上>マンモグラフィ	284名	229名	227名
子宮がん検診		318名	399名	389名
骨粗しょう症検診		162名	184名	189名

## 7 検診案内通知

### (1) 検診案内の送付

受注者は検診の日程表・会場一覧を契約締結後速やかに発注者へ送付すること。

### (2) 検診の日程調整および必要書類の送付

① 発注者より事前に提供する受検申込者名簿により、受検者本人の希望に基づき日程を確定し、学校園名、氏名、職員番号、検診項目、受検日時、検診会場を明記した問診表を作成する。原則として、検診日当日に受検者本人が希望するすべての検査を実施するものとする。

② 本人への検診案内(問診票、問診票の記入例・受検時の注意事項、検査キット等) (納品物2-1) を各学校園別に梱包し、各種送付物の予備も含め各学校園に直送すること。日程決定後の変更については、学校園と隨時調整し対応すること。

③ 受検日時を記入した一覧表 (納品物2-2) を発注者へ提出すること。

## 8 検査結果の通知及び事後指導等

### (1) 結果通知及び事後指導

検査の結果は、受検者本人に郵送により通知するとともに、発注者に報告すること。なお、精密検査の必要のある者については、受検者本人に十分説明し、精密検査の受診勧奨を行うこと。

### (2) 精密検査

精密検査を実施する場合は医療として取扱うこと。また、受注者で精密検査ができる場合や本人の希望により他の医療機関を受検する場合は、専門医療機関への紹介状及び検査成績を添えて、発注者へ送付すること。また、受注者で実施した場合は、精密検査の結果を発注者へ報告すること。

## 9 受検者負担金

受注者は、次の受検者負担金（消費税及び地方消費税相当額（10%）を含む。）を検診種類に応じて受検者から徴収し、領収書を発行すること。

乳がん検診：500円 子宮がん検診：500円

骨粗しょう症検診：1,100円

体動、撮影条件不良、ポジショニング不良により読影が困難である、あるいは読影が不能であり再撮影を実施した場合における再撮影に要した経費については、受注者の負担とする。

## 10 誘導及び説明

受検者の検診が効率よく遂行されるよう誘導し、検診方法について十分説明をすること。

## 第3章 納品物

別表1のとおり

※堺市学校園一覧は別表2のとおりとする。

※その他、必要に応じ発注者と受注者で協議を行い決定する。

### \* その他の事項

関連法令・条例・規則等の改正が生じた場合は、改正後の取り扱いによること。  
本仕様書に定めのない項目については、必要な都度、発注者と受注者で協議を行い決定するものとする。

### 別表（予定数量）

検診項目	単年度予定数量	3年間の予定数量
胃検診	約220名	約660名
乳がん検診	<40歳未満>超音波検査	約380名
	<40歳以上>マンモグラフィ	約250名
子宮がん検診	約420名	約1,260名
骨粗しょう症検診	約210名	約630名

※男性の乳がん検診の予定受検者数は5名程度（単年度）とする。

## 暴力団等の排除について

### 1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

### 2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

### 3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

### 4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が (1) に定める報告及び届け出又は (2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

## 納品物一覧表

仕様書別表1

納品物番号	様式番号	様式名	部数	提出期日	納品場所	備考
1-1	参考様式①	業務責任者届	1部	5月末日	教職員企画課	責任者の氏名・連絡先等を記載し、発注者あて提出すること。
1-2	任意様式	業務計画書	1部	5月末日	教職員企画課	年間業務計画書を発注者あて提出する。スケジュールが確認できるものとすること。
1-3	任意様式	使用機材一覧	1部	5月末日	教職員企画課	使用する機材一覧（機材名、使用検診項目、商品番号等）
1-4	任意様式	従事者名簿	1部	5月末日	教職員企画課	従事者の資格等を証明する書類を発注者あて提出すること。
2-1	任意様式	検診案内	各1部	7月中旬	各学校園	学校園名、氏名、職員番号、検診項目、受検日時、検診会場、注意事項等を記載すること。受検に必要な問診票、問診票の記入例等を個人案内用封筒にセットして、学校園ごとに梱包し各学校園へ送付すること。
2-2	任意様式	受検者一覧表	1部	7月中旬	教職員企画課	学校園名、氏名、職員番号、受検日時、検診項目を記載すること。
2-3	任意様式	検診結果報告書 (本人通知用)	各1部	受検後2週間以内	受検者住所	学校園名、氏名、職員番号、検診実施日、判定、指示事項、検診結果、特記事項を記載すること。結果個人票は受検者本人に郵送により通知すること。
2-4	任意様式	検診結果報告書 (発注者報告用)	1部	実施翌月20日まで	教職員企画課	学校番号順にカナ氏名五十音順に編冊して教職員企画課に納品すること。
2-5	任意様式	有所見者一覧表 (発注者報告用)	1部	実施翌月20日まで	教職員企画課	学校番号順にカナ氏名五十音順に編冊して教職員企画課に納品すること。
2-6	任意様式	個人別検診結果データ	電子データ	3月末日	教職員企画課	個人ごとの検診結果一覧（各健診項目の値及び判定区分及び総合判定）

堺市学校園一覧

仕様書別表2

学校番号	小学校名	住所	電話番号
1	三宝	堺区三宝町5-286	072-238-0001
2	錦西	堺区神明町西2-1-1	072-232-1056
3	市	堺区市之町西3-1-14	072-223-4610
4	錦綾	堺区錦綾町1-6-19	072-228-5183
5	浅香山	堺区今池町5-4-43	072-238-0003
6	錦	堺区九間町東3-1-17	072-232-1036
7	熊野	堺区熊野町東5-1-49	072-233-3227
8	榎	堺区榎元町2-3-11	072-233-2552
9	三国丘	堺区北三国ヶ丘町5-1-1	072-232-2818
10	英彰	堺区寺地町西4-1-1	072-221-8666
11	新湊	堺区西湊町6-6-1	072-244-6776
12	少林寺	堺区少林寺町東4-1-1	072-232-1126
13	安井	堺区南安井町4-1-5	072-238-5341
14	大仙西	堺区大仙西町4-129	072-241-2977
15	神石	堺区石津町2-6-1	072-241-2151
16	大仙	堺区大仙中町16-1	072-241-0888
17	東陶器	中区陶器北674	072-236-0036
18	西陶器	中区田園570	072-236-0035
19	福田	中区福田727	072-235-9286
20	東百舌鳥	中区土塔町139	072-236-0288
21	土師	中区土師町3-35-1	072-277-9020
22	八田荘	中区八田寺町231	072-271-0335
23	八田荘西	中区毛穴町268-2	072-270-0048
24	宮園	中区宮園町4-1	072-278-0981
25	東深井	中区深井水池町3214	072-278-2791
26	久世	中区平井999	072-278-0324
27	深阪	中区深阪5-15-1	072-237-3210
28	深井	中区深井中町1409	072-278-0108
29	深井西	中区深井北町926	072-278-6301
30	日置荘	東区日置荘西町2-46-1	072-285-0260
31	日置荘西	東区日置荘西町6-9-1	072-285-5238
32	登美丘東	東区丈六224	072-236-2130
33	登美丘西	東区大美野135	072-236-0031
34	登美丘南	東区草尾596	072-236-6051
35	野田	東区北野田897-2	072-236-0065
36	南八下	東区菩提町5-228	072-285-0614
37	八下西	東区引野町1-110	072-286-1611
38	白鷺	東区白鷺町2-8-1	072-285-8585
39	浜寺石津	西区浜寺石津町中2-3-28	072-241-6505
40	浜寺東	西区浜寺船尾町東1-101	072-265-1141
41	向丘	西区上野芝向ヶ丘町6-7-1	072-278-0340
42	平岡	西区堀上緑町1-6-1	072-271-5044
43	福泉	西区菱木2-2186-1	072-273-1861
44	福泉上	西区上127-1	072-274-4611
45	福泉東	西区草部946-1	072-274-9311
46	鳳	西区鳳中町2-22	072-262-0124
47	鳳南	西区鳳南町1-7	072-272-1200

学校番号	小学校名	住所	電話番号
48	津久野	西区津久野町3-14-11	072-262-0303
49	家原寺	西区家原寺町1-7-1	072-274-3401
50	上野芝	西区神野町2-25-1	072-271-4123
51	浜寺	西区浜寺諏訪森町東2-163	072-261-9407
52	浜寺昭和	西区浜寺昭和町2-282	072-261-0677
53	福泉中央	南区桃山台4-17-1	072-298-3045
54	桃山台	南区桃山台2-6-1	072-299-0038
55	宮山台	南区宮山台2-2-1	072-297-0515
56	竹城台	南区竹城台3-2-1	072-297-0777
57	竹城台東	南区竹城台1-10-1	072-235-0070
58	上神谷	南区片蔵1425	072-297-0028
59	若松台	南区若松台1-3-1	072-292-0001
60	茶山台	南区茶山台2-5-1	072-291-1104
61	三原台	南区三原台3-2-1	072-291-0394
62	泉北高倉	南区高倉台3-5-1	072-293-3800
63	槇塚台	南区槇塚台3-39-1	072-291-6000
64	はるみ	南区晴美台3-3-1	072-290-1112
65	原山ひかり	南区原山台4-3-1	072-293-5028
66	庭代台	南区庭代台3-12-1	072-298-3033
67	御池台	南区御池台2-3-1	072-298-7500
68	赤坂台	南区赤坂台2-2-1	072-298-3030
69	新檜尾台	南区新檜尾台3-7-1	072-298-7300
70	美木多	南区鴨谷台1-48-1	072-297-0821
71	城山台	南区城山台1-20-1	072-299-6571
72	新金岡	北区新金岡町1-4-1	072-252-1723
73	光竜寺	北区新金岡町3-7-1	072-251-2032
74	新金岡東	北区新金岡町4-1-9	072-255-8414
75	北八下	北区中村町250	072-252-0212
76	百舌鳥	北区百舌鳥梅町2-498	072-252-0477
77	西百舌鳥	北区百舌鳥西之町1-82	072-258-0231
78	東三国丘	北区東三国ヶ丘町2-2-1	072-252-0263
79	東浅香山	北区大豆塚町1-60	072-252-1081
80	金岡	北区金岡町1254	072-252-0028
81	金岡南	北区金岡町1182-1	072-258-3104
82	五箇荘	北区新堀町2-58	072-252-1418
83	五箇荘東	北区北花田町2-203	072-255-7911
84	新浅香山	北区東浅香山町3-31-4	072-254-5081
85	中百舌鳥	北区中百舌鳥町6-1033-2	072-258-2650
86	大泉	北区新金岡町4-9-1	072-251-2816
87	黒山	美原区阿弥93	072-361-0602
88	平尾	美原区平尾360	072-361-0029
89	美原北	美原区大保19	072-361-0002
90	八上	美原区大饗117-1	072-361-0810
91	美原西	美原区太井548	072-362-4891
92	さつき野	美原区さつき野東1-6-1	072-362-4689

学校番号	中学校名	住所	電話番号
93	月州	堺区神南辺町1-1	072-238-0968
94	浅香山	堺区今池町5-3-8	072-233-3586
95	殿馬場	堺区櫛屋町東3-2-1	072-238-8101
96	殿馬場(夜間学級)	堺区櫛屋町東3-2-1	072-221-0755
97	三国丘	堺区向陵西町3-6-15	072-221-8511
98	大浜	堺区大浜南町2-4-1	072-238-1988
99	陵西	堺区大仙西町2-79	072-244-4086
100	旭	堺区大仙中町11-1	072-241-1827
101	泉ヶ丘東	中区陶器北184	072-236-2421
102	東百舌鳥	中区新家町260	072-236-5441
103	八田荘	中区八田北町580-11	072-270-0601
104	深井	中区深井沢町2470-1	072-270-0067
105	平井	中区平井346	072-277-9015
106	深井中央	中区深井北町220-1	072-278-7681
107	日置荘	東区日置荘北町3-11-28	072-285-0460
108	登美丘	東区高松408	072-236-2426
109	野田	東区南野田101-1	072-235-3727
110	南八下	東区菩提町2-58	072-286-5571
111	浜寺	西区浜寺船尾町西5-60	072-261-2205
112	上野芝	西区上野芝向ヶ丘町5-25-1	072-278-0540
113	福泉	西区山田2-55	072-271-0267
114	鳳	西区鳳西町1-159-1	072-265-1441
115	津久野	西区神野町2-16-1	072-274-0215
116	浜寺南	西区浜寺南町1-55	072-262-6225
117	福泉南	南区桃山台3-7-1	072-298-0001
118	宮山台	南区宮山台1-1-1	072-297-2233
119	若松台	南区若松台3-34-1	072-297-0129
120	三原台	南区三原台1-12-1	072-291-0395
121	晴美台	南区晴美台3-8-1	072-291-5300
122	原山台	南区原山台4-2-1	072-299-5135
123	庭代台	南区庭代台2-19-1	072-298-3043
124	赤坂台	南区赤坂台2-1-1	072-298-3040
125	美木多	南区鴨谷台1-47-1	072-299-3700
126	金岡北	北区新金岡町1-5-1	072-252-0378
127	八下	北区中村町977-20	072-252-0412
128	陵南	北区百舌鳥西之町1-75	072-252-1801
129	長尾	北区長曾根町1179-5	072-252-0347
130	金岡南	北区金岡町2469	072-258-0233
131	五箇荘	北区新堀町1-85-2	072-254-0031
132	中百舌鳥	北区中百舌鳥町6-1034-11	072-257-4535
133	大泉	北区新金岡町4-9-1	072-251-6311
134	美原	美原区小平尾390	072-361-0271
135	美原西	美原区大饗102-2	072-361-6500
136	さつき野	美原区さつき野東1-6-1	072-362-4689

学校番号	高校名	住所	電話番号
137	堺(全日制)	堺区向陵東町1-10-1	072-240-0840
138	(定時制)	"	072-240-0841

学校番号	支援学校名	住所	電話番号
139	上神谷支援	南区御池台4-24-1	072-298-2859
140	百舌鳥支援	北区百舌鳥西之町1-124	072-252-3081
141	百舌鳥支援旭分校	堺区大仙中町11-2	072-244-5940
未定	(仮称)百舌鳥支援宮園分校	中区宮園町4-1(宮園小学校敷地内)	未定

学校番号	幼稚園名	住所	電話番号
143	三国丘	堺区北三国ヶ丘町4-1-12	072-232-3193
144	白鷺	東区白鷺町2-8-2	072-285-0001
145	津久野	西区津久野町3-7-17	072-262-0758
146	みはら大地	美原区菅生587	072-361-8772